

国土交通省より、長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリートイレについて周知依頼がまいりましたので、これを周知するものです。

事務連絡

令和7年8月13日

各国公立大学施設担当課
各公立短期大学施設担当課
各公立高等専門学校施設担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリートイレについて

日頃より、文教施策の充実につきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

別添のとおり、国土交通省より各都道府県建築行政主務課等宛に長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリートイレについて周知の事務連絡が発出されているところです。

この度、本件について、国土交通省から文部科学省に学校設置者への周知依頼がまいりましたので、周知させていただきます。

バリアフリートイレについては、長時間の利用があった場合、非常時対応や防犯のため自動で解錠される設定がされていることや、施設管理者等に自動で通報され、通報を受けた施設管理者等が扉を開けて内部の状況を確認する運用がとられていることがあります。

一方で、重度障害者等はトイレの利用時間が通常よりも長くなる実態があるため、バリアフリートイレの利用中に自動で解錠され、扉が開けられてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれる場合があるとの指摘があります。

つきましては、別添を参照していただき、バリアフリートイレの利用者の尊厳が十分に守られるよう、最大限の配慮を行っていただくよう周知をお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第一係

電話：03-5253-4111（内線 2291） E-mail：shisetulead-1@mext.go.jp

事務連絡
令和7年7月30日

各都道府県建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリースイッチについて

平素より、国土交通行政の推進に多大なるご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

バリアフリースイッチについては、長時間の利用があった場合、非常時対応や防犯のため自動で解錠される設定がされていることや、施設管理者等に自動で通報され、通報を受けた施設管理者等が扉を開けて内部の状況を確認する運用がとられていることがあります。

一方で、重度障害者等はトイレの利用時間が通常よりも長くなる実態があるため、バリアフリースイッチの利用中に自動で解錠され、扉が開けられてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれる場合があるとの指摘があります。

このため、貴課におかれましては、バリアフリースイッチの利用者の尊厳が十分に守られるよう、貴都道府県の公共建築設計等の発注部局や公共施設等の施設管理者等に対し、下記の事項について最大限の配慮を行うよう周知いただくとともに、貴管内の所管行政庁その他市町村に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 解錠時間の設定等

- ・重度障害者等の場合、バリアフリースイッチの利用時間が通常よりも相当程度長くなるため、解錠時間の設定にあたっては、利用者の実態を考慮して、長めに設定することが望ましい。
- ・また、自動扉のタイプによっては、一定時間経過後に自動で解錠されるだけでなく扉そのものが自動で開くタイプのものであるが、扉が自動で開かない設定に変更するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。
- ・利用時間が長くなり施設管理者等に通報等が行われた場合に、施設管理者等が扉を開けようとする際には、中の利用者へ声かけを行って内部の状況を確認するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。

2. 利用者への周知

- ・バリアフリースイッチの利用者に対して、長時間の利用の場合には、自動で解錠されることや、自動で通報がされ、施設管理者等が中の利用者へ声かけを行い、場合によっては確認のために扉を開ける可能性があることなどについて、トイレ内外に注意喚起の文書を掲示することなどにより、十分に周知することが望ましい。

3. その他

- ・バリアフリースイッチの利用に関するトラブルを防止するためには、自動扉や通報装置などの設備について、日常的に維持管理や点検を適切に行う必要がある。

以上